

## 令和3年度 小平市子ども家庭支援センター事業計画（案）

**子ども家庭支援センターとは**

子どもと家庭に関するあらゆる相談・児童虐待に関する相談・子育て中の親子の交流・子育て情報の提供などを行い、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、子育てを総合的に支援する。

**管理運営**

- (1) 子ども家庭支援センター指定管理者：社会福祉法人 雲柱社
- (2) 指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

**事業目標**

子どもたちの笑顔があふれるまち 小平

1. すべての子どもたちの誕生を祝福し地域の宝として、「共に育てる・共に育つ」を目指す。
2. 子ども一人ひとりの人格と個性を尊重し、子どもたちが夢や希望を持てるよう生活を支援する。
3. 子どもと家族を理解し、大切にされていると感じることのできるかかわりができるよう努める。
4. 子どもや家族が抱える課題を受け止め、より良い解決に向かえるよう専門性にに基づき対応する。
5. 子どもと家庭にかかわる各関係機関と連携を密にし、必要な支援の提供・調整を行い、児童相談対応に努める。

**方針と展開**

1. 子育て交流広場活動の充実
2. 相談活動の充実
3. 地域との協働
4. 児童虐待防止機能の充実
5. ティーンズ相談室の充実

**事業の内容****1. 子育て交流ひろば「おひさま」「はらっぱ」**

乳幼児、保護者の安心できる居場所として、お互いの交流の促進を図れるよう配慮する。

**2. 講座・行事**

- (1) ふたごちゃんあつまれ（ふたごちゃんならではのお話や情報交換）
- (2) ひろばのおもちゃづくり隊（利用者の特技を活かして活動）
- (3) 子育て講座：「コミュニケーションと言葉の育ち」「2人目の赤ちゃんがやってきた」ほか
- (4) ペアレント・トレーニング講座
- (5) FSプログラム「赤ちゃんを創るわたしの家族」（2～4か月の赤ちゃんとの母親のグループワーク）
- (6) りぼんの会：身長・体重測定、助産師による相談、プレママ相談等
- (7) おいしい絵本の会（絵本をみんなで読んでから実際に作って楽しむ）
- (8) ひとり親のおやこの会（子どもを一人で育てている親御さんとお子さん対象のお楽しみ会）
- (9) ミニ講座（思春期・不登校など）

### 3. 相談事業

- (1) 面接相談・電話相談・メール相談・ひろば相談・出張ひろば相談
- (2) 虐待相談窓口
- (3) 専門相談（発達相談、心の育ち、言語、家族問題等）
- (4) 養育支援ヘルパー派遣事業受付相談
- (5) 子どもショートステイ事業受付相談
- (6) ティーンズ相談
- (7) こどもサポーター活動

### 4. 児童虐待防止事業

虐待通告・児童相談の窓口として、必要に応じて情報収集し、訪問・面接・サービス提供などを適宜行う。児童相談所や警察など関係機関との協力体制により、個々の問題に適切に対応するとともに、地域での継続的見守り支援を行う。

### 5. ティーンズ相談室事業

おおむね中学生から19歳までの子どもからの相談を受け、自立に向けた支援を行う。

保護者からの育成相談や学校からの不登校相談を受け、状況改善に向けて関係機関との連携や家庭訪問を行う。

### 6. 情報提供

- (1) センター便りを毎月発行
- (2) ホームページでの情報発信、メールでの問い合わせ
- (3) 地域子育て情報のチラシ・お便り等の配布、ポスター掲示
- (4) ホームページ上で定期的に動画配信する

### 7. ネットワーク強化

- (1) 要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の活用
- (2) 関係機関との連携
- (3) ファミリー・サポート・センターとの連携及び講師派遣
- (4) 関係機関との連絡会、学習会、事例検討会等参加（学校運営協議会、発達を支援する会参加等）
- (5) 各種研修の開催（養育支援ヘルパー派遣事業研修、子どもサポーター養成講座、地域ボランティア研修）

### 8. 地域組織化活動

- (1) 職場体験中学生・高校生等の受入
- (2) ボランティアの育成及び活動の場提供
- (3) ママサークルの支援、近隣地域との協力

### 9. 子育て支援にかかるサービスの提供窓口、連絡調整

- (1) 子どもショートステイ事業
- (2) 養育支援ヘルパー派遣事業
- (3) こどもサポーター活動

### 10. モニタリングの実施

利用者アンケートを実施し、結果を公表するとともに、改善を図る。

## 職員・研修体制

### 1. 本指定管理業務を行う職員体制

センター長	1人
子ども家庭支援ワーカー	2人
子ども家庭支援ワーカー兼専門相談員	1人
子ども家庭支援ワーカー兼地域活動ワーカー	1人
子育て交流広場担当	4人
心理専門支援員	3人
虐待対策ワーカー	4人
虐待対策コーディネーター	1人
ティーンズ支援ワーカー	2人
スーパーバイザー	1人

### 2. 職員能力・資質の向上のための取組み

子育て交流ひろば、ティーンズ相談室、要保護・要支援相談など職務により、必要な研修を積極的に受講し、職員の専門性の向上を図る。

- (1) 法人内研修
- (2) 外部研修